

別記第七十九号の二様式（第五十八条の五関係）（平28法省令10・全改、令元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
通 知 書 殿 年 月 日付け からの に対する審査請求について、 ☐ 行政不服審査法第30条第2項の規定に基づき、 が 意見書を提出すべき期間を 年 月 日 まで ☐ 行政不服審査法第32条第3項の規定に基づき、 が 証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき期間を 年 月 日 まで と定めたので、通知します。 難 民 審 査 参 与 員	

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。